鳥取県税条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県税条例の一部を改正する条例(以下「改正条例」という。)の施行に伴い、改正条例の施行に関し必要な経過措置を定める。

2 規則の概要

- (1) 改正条例による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)の規定のうち納税者に不利益とならない規定(別段の定めがあるものを除く。)の適用を平成20年4月1日に遡及させることに伴い、改正条例 附則の規定の適用について、次のとおり必要な読替えを行う。
 - ア 新条例の規定中法人の県民税に関する部分が適用される事業年度の始期を、平成20年4月1日以後(現 行 施行日以後)とする。
 - イ 新条例の規定中法人の事業税に関する部分が適用される事業年度の始期を、平成20年4月1日以後(現 行 施行日以後)とする。
 - ウ 新条例の規定中狩猟税に関する部分が適用される狩猟者の登録時期を、平成20年4月1日以後(現行施行日以後)とする。
- (2) この規則に定めるもののほか、改正条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- (3) 施行期日は、公布日とする。